

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和6年度第2回）について

令和6年11月15日

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

（1）新規… 13件 （申請団体数：1県、12市町村）

（2）変更… 29件 （申請団体数：3県、26市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和6年11月15日現在で効力のある認定計画数は1,741計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は1県、12市町村です。

今回の認定により、令和6年11月15日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,669団体（46道府県、1,623市町村）となります。

区分	令和6年11月15日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合（①）（※）		（参考） 令和6年8月19日現在 （令和6年度第1回認定後） で効力のある認定計画を 有する団体数（②）	（参考） 増加（①－②）
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,623	95.8%	1,613	10
計	1,669	95.9%	1,659	10

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和6年度第3回の認定に向けた申請の受付は、令和7年1月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL: 03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和 6 年11月15日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	177	178	98.9%
青森県	1	38	39	95.0%
岩手県	1	31	32	93.9%
宮城県	1	35	36	100.0%
秋田県	1	24	25	96.0%
山形県	1	33	34	94.3%
福島県	1	50	51	84.7%
茨城県	1	44	45	100.0%
栃木県	1	24	25	96.0%
群馬県	1	35	36	100.0%
埼玉県	1	58	59	98.3%
千葉県	1	50	51	98.0%
東京都		17	17	58.6%
神奈川県	1	26	27	96.3%
新潟県	1	30	31	100.0%
富山県	1	15	16	100.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	15	16	88.2%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	59	60	76.6%
岐阜県	1	41	42	97.6%
静岡県	1	35	36	100.0%
愛知県	1	53	54	98.1%
三重県	1	27	28	93.1%

	令和 6 年11月15日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	19	20	100.0%
京都府	1	26	27	100.0%
大阪府	1	42	43	97.7%
兵庫県	1	40	41	97.6%
奈良県	1	39	40	100.0%
和歌山県	1	29	30	96.7%
鳥取県	1	19	20	100.0%
島根県	1	18	19	94.7%
岡山県	1	27	28	100.0%
広島県	1	22	23	95.7%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	24	25	100.0%
香川県	1	16	17	94.1%
愛媛県	1	20	21	100.0%
高知県	1	32	33	94.1%
福岡県	1	58	59	96.7%
佐賀県	1	19	20	95.0%
長崎県	1	21	22	100.0%
熊本県	1	45	46	100.0%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	43	44	100.0%
沖縄県	1	39	40	95.1%
合計	46	1,623	1,669	95.8%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和6年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	豊富町、清里町、置戸町、陸別町
山形県	真室川町
埼玉県	桶川市
長野県	生坂村
滋賀県	滋賀県
京都府	和束町
鳥取県	伯耆町
島根県	海士町
高知県	津野町
鹿児島県	与論町

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和6年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	稚内市、栗山町、音更町
岩手県	大槌町
茨城県	石岡市、桜川市
栃木県	栃木県
埼玉県	桶川市
新潟県	三条市
富山県	射水市、朝日町
石川県	能美市、穴水町
長野県	信濃町
三重県	多気町
滋賀県	滋賀県
京都府	南丹市
大阪府	松原市
兵庫県	宍粟市、多可町
奈良県	宇陀市、山添村
岡山県	岡山市、津山市、浅口市
高知県	四万十町
福岡県	添田町
熊本県	菊陽町
宮崎県	宮崎県

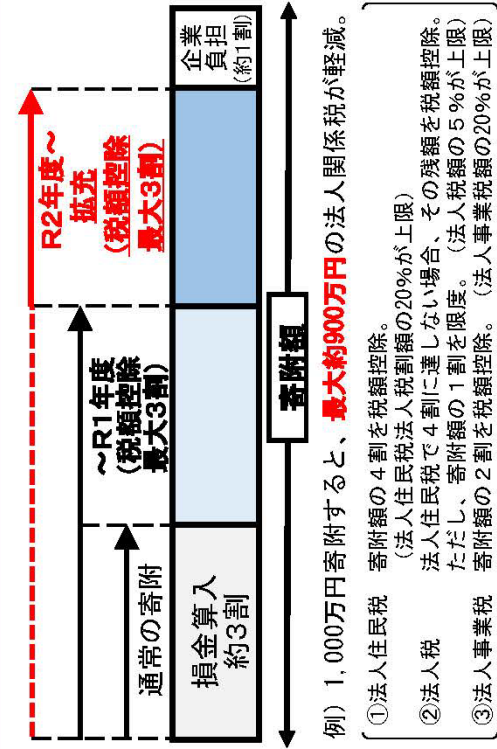
企業版ふるさと納税

参考

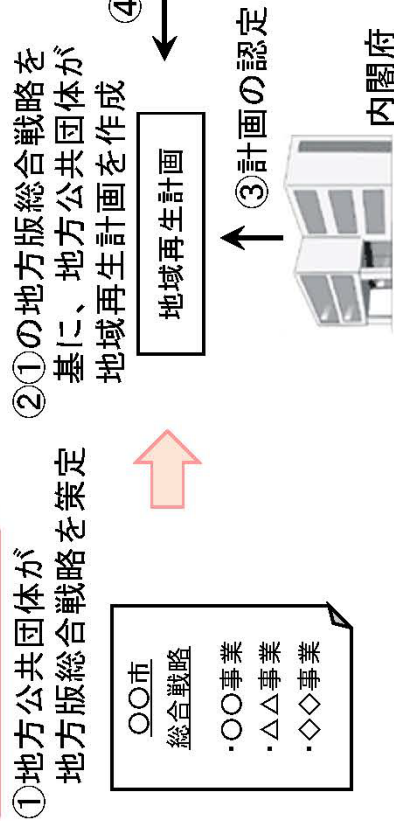
地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乘せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- ※ 地方公共団体のホームページ・広報紙等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
- ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。
- 令和2年度税制改正において、適用期限を5年間延長
(令和7年3月31日まで)



活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,623市町村(令和6年11月15日時点)